

当座勘定をご利用のお客さま 各位

新潟県信用組合

「当座勘定規定」の一部改定のお知らせ

平素は、当組合当座勘定をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当組合では、現在、呈示された手形・小切手は、呈示日の窓口営業時間中に当座勘定に受入または振込された資金により支払いを行っています。が、「当座勘定規定」には具体的な入金時限を明記しておりませんでした。

今般、全銀システムの稼働時間拡大（振込取引の 24 時間 365 日の即時入金）に伴い、平成 30 年 10 月 9 日（火）より「当座勘定規定」に入金時限を明記する改定を行いましたので、お知らせします。この改定により、現在のお取扱いには何ら変更はございません。

なお、このお取扱いは、既にお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

記

1. 改定日

平成 30 年 10 月 9 日（火）

2. 対象規定

規定名	改正箇所
当座勘定規定	第 9 条（支払の範囲）
当座勘定規定（専用約束手形口用）	第 10 条（支払の範囲）

3. 改定内容

改定前	改定後
<p>第 9 条（支払の範囲）</p> <p>① 呈示された手形・小切手等の金額が当座勘定の支払資金を超える場合には、当組合はその支払義務を負いません。</p> <p>② 手形・小切手の金額の一部支払はしません。</p>	<p>第 9 条（支払の範囲）</p> <p>① 呈示された手形・小切手等の金額が当座勘定の支払資金を超える場合には、当組合はその支払義務を負いません。</p> <p>② <u>呈示された手形・小切手は、呈示日の 15 時までに当座勘定に受け入れまたは振り込まれた支払資金により支払います。なお、15 時以降に入金した支払資金を支払に充当したとしても当組合は責任を負わないものとします。</u></p> <p>③ 手形・小切手の金額の一部支払はしません。</p>

（注）当座勘定規定（専用約束手形口用）第 10 条も同内容の改定となります。